

## 1 校長再任用制度試行の目的

- ・学校は様々な課題への対応が必要となっており、校長は、これまで以上にリーダーシップ、マネジメント力を発揮して教員が授業に打ち込める環境をつくることが大切になっている。
- ・一方、校長、教職員の大量退職時代を迎えており、学校経営等の知識・技能を伝播できる環境を整え、管理職の人材確保、人材育成を進めることが難しくなっている。
- ・このような中、豊かな教育経験やマネジメント力をもつ校長の再任用を試行実施し、教育課題への対応を図るとともに、配置の効果について評価を行うこととした。

## 2 試行実施の規模と概要

- ・平成 29 年度に、4 名の再任用校長を配置。学力向上、学校分離、小中一貫教育の推進等、各校の課題解決を推進。
- ・平成 30 年度に、さらに 4 名を配置、計 8 名で試行を実施。各学校の課題解決とともに、特別支援教育、働き方改革等の課題への先進的な取組を実施。

## 3 試行結果

- ・学力向上、不登校、生徒指導等、各配置校の教育課題に対して積極的に取り組み、確かな成果を挙げている。
- ・配置地域の各学校の教育課題を把握し、アドバイザーとして地域の校長に助言を行い、校長のマネジメント力の向上とともに地域の教育力向上に貢献している。
- ・働き方改革、小中一貫教育等、全県で取り組むべき教育課題に対して、強力な学校マネジメントを発揮し、先進的な取組を実施している。
- ・市町村教育委員会から、上記の成果を踏まえ、制度の拡充を望む声が寄せられている。

## 4 今後の方向

- ・実施にあたっては、多岐にわたる教育課題への対応や、将来を見据えた学校づくりの改革が求められる中、再任用校長の豊かな見識やマネジメント力を活かした具体的な役割を一層明確にする。
- ・全県の教育力向上を図るために、概ね各エリアに 1 名、全県で 10 名程度の配置を適正規模とし、適任者を配置する。ただし、適任者がいない場合はこの限りではない。

## 5 平成 31 年度の実施予定

- ・試行結果を踏まえ、校長再任用を制度化し、別紙要綱により実施する。
- ・平成 30 年度より再任用している 4 名に加え、新たに 6 名程度の校長を再任用として配置し、合計 10 名程度の配置を予定。
- ・配置された再任用校長は、各配置校の教育課題の解決や地域の校長へのマネジメントに係る助言等を行うとともに、地域の学力向上等の課題に取り組む。

# 義務教育諸学校における再任用校長設置要綱（案）

義務教育課

## 1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員として地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用し又は同条第2項の規定によりその任期を更新し、県内市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校に配置する校長（以下「再任用校長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

学力向上、特別支援教育の充実、働き方改革の推進等、学校を取り巻く教育課題が多岐にわたる一方、未来を見据えた学校のあり方の変革が強く求められている。そのような中、豊かな教育経験とマネジメント力を有して退職する校長を再任用校長として採用することにより、学校経営等の知識・技能を伝播できる環境を整え、管理職の人材確保、人材育成を推進するとともに、強力なマネジメント力を発揮した先進的な取組により種々の教育課題の解決を推進する。

## 3 採用選考等

### (1) 対象者

県内市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務し当該年度末に定年退職する校長又は当該年度再任用校長として勤務する県費負担教職員のうち、市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。）教育長の推薦を受けた者。

### (2) 選考方法

高度の知識や経験、マネジメント能力、人望、リーダーシップ等の観点から書類及び面接による選考を行う。

### (3) 採用人数

採用する人数は、年度ごとに決定する。

### (4) 採用期間

採用期間は1年とし、その更新は原則1回までとする。

## 4 適用する給料表及び職務の級

長野県学校職員の給与に関する条例第5条に規定する教育職給料表（3）の再任用学校職員の欄に掲げる給料月額を適用し、同条例第7条に規定する職務の級は4級とする。

## 5 補則

この要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。